

令和 8 年度

取手市立取手第二中学校いじめ防止基本方針

取手市立取手第二中学校

取手市立取手第二中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、取手第二中学校の生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

【いじめの定義】

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（取手市みんなでいじめをなくすための条例第2条第1項）

【いじめへの基本認識】

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

本校では以下のような、いじめについての基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

【いじめ防止等に関する基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

※上記の【いじめの定義】【いじめへの基本認識】【いじめ防止等に関する基本理念】については、市内の小中学校のいじめ防止基本方針に記載されているものとして、統一されています。

【留意点】

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめを受けた子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめを受けた生徒や関係する生徒の様子を知る複数の教職員からの情報を総合し、校長が責任をもって行わなければならない。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等いじめを受けた生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、暴力など身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場面など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめを行った生徒に対する指導など適切な対応が必要である
- ⑤ いじめの中には、犯罪行為に該当する可能性があり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるため、直ちに警察に相談又は通報することが必要なものが含まれる。

〈具体的ないじめの態様〉

- ・ 冷やかしかからかい
- ・ 悪口や脅し文句
- ・ 嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ
- ・ 集団による無視
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・ 罪行為として取り扱われるべき、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような行為等

※ 以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る

II いじめの防止等の対策のための組織と計画

1 組織の設置

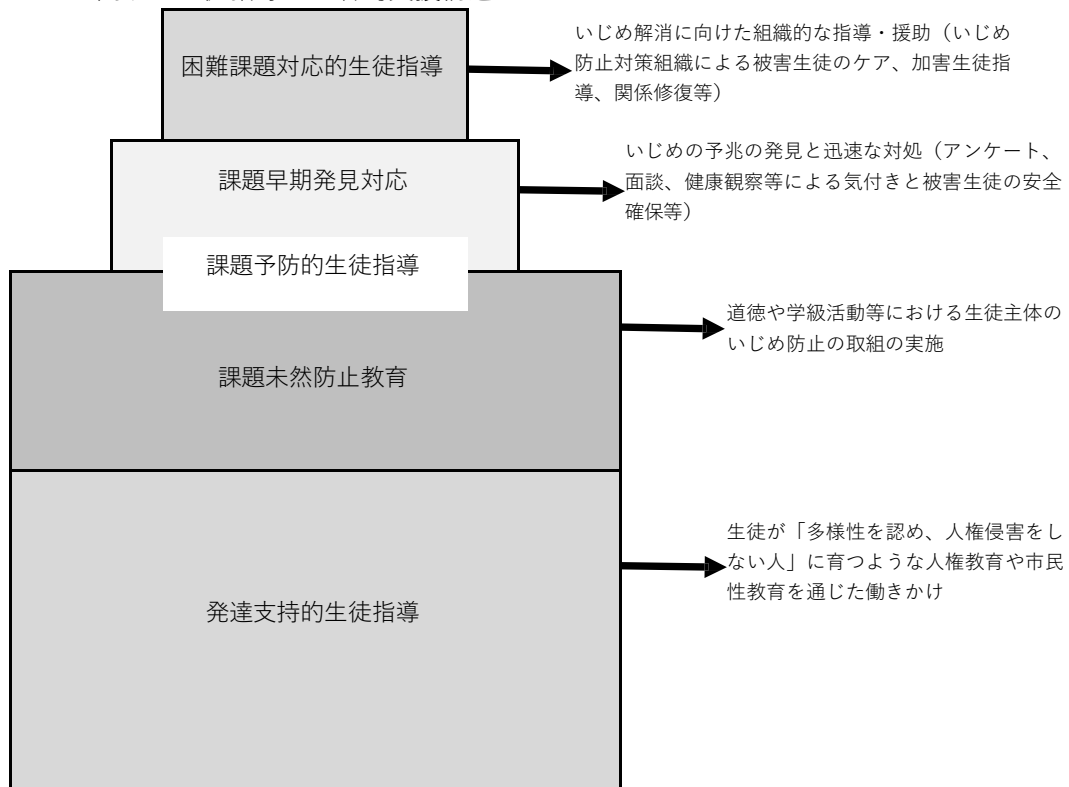
(1) 組織の構成

- 取手第二中学校いじめ防止対策委員会の設置
【平常時】 【いじめ発生時】 【重大事態発生時】

(2) 組織の役割

- いじめ防止対策計画立案
- いじめ相談・通報窓口
- いじめ防止対策会議の開催（情報収集と共有、指導・援助の体制構築、方針決定、保護者との連携）
- PDCAサイクルで検証
- 重大事態発生時の校内調査委員会の母体

2 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造



【発達支持的生徒指導】

- 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」集団作りを目指す。
- 生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- 自己肯定感・自己有用感を育む。
- 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

【いじめの未然防止教育】

- いじめる心理から考える未然防止教育の取組
- いじめの構造から考える未然防止教育の方向性
- いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

【いじめの早期発見対応】

- いじめに気付くための組織的な取組
 - ・ アンケート
 - ・ 見守り体制の強化
- 養護教諭、S C、S S W、学校連携支援員との連携
- 保護者との連携

【困難課題対応的生徒指導】

- ケース会議による具体的な対応の決定
- 全職員協働の対応と事後の見守り
- 複雑化したいじめの的確な対応
 - ≪注意が必要なケース≫
 - ・ 仲が良いグループ内でのいじめ
 - ・ 被害と加害が錯綜しているいじめ
 - ・ いじめが集団化し、孤立しているケース
 - ・ SNSを介したいじめ
- 養護教諭、S C、S S W、学校連携支援員との連携
- 保護者との連携

III いじめの防止（未然防止）

1 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという前提に立ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が一致団結して取り組む。

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

(1) 未然防止の基本

- ・ 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築くことができるよう図る。
- ・ 授業、学級活動等においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自分を律する力を育成する。
- ・ 生徒が協力して行う活動を計画的に取り入れ、いじめの起こりにくい、授業づくり・集団づくり・学級づくり・学校づくりに努める。
- ・ 心の教育の充実を図り、相手を思いやる心を育み、いじめをしない心情を養う。

(2) 未然防止の取組の評価

- ・ 日常生活における生徒の行動の様子の把握
(職員が各学年フロアに常駐して見守る)
- ・ 定期的なアンケート調査の実施
(毎月と長期休業明け、年間合計14回実施)
- ・ 生徒の欠席日数の推移把握
- ・ PDCAサイクルに基づく取組の定期的・計画的な見直し
(取組評価アンケートを7月・12月に実施)

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議での周知・共通理解を図る。
- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段とし、何がいじめにあたるのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

(2) いじめを許さない態度・能力の育成

- ・ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。
- ・ 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・ 互いの意見を認め合いながら調整し、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。(ライフスキル学習・学級での話し合い活動の推進)

(3) いじめが生まれる背景と指導上の配慮事項

- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。(学習指導の充実)
- ・ 学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。(特別活動の充実)
- ・ ストレスを感じた場合でも、発散したり、相談したりすることで、ストレスに適切に対処できる力を育む。(教育相談・ライフスキル学習の推進)
- ・ 教職員の不適切な認識や言動に注意する。(「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は厳に慎む。)
- ・ 障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、指導に当たる。(特別支援教育の充実)

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ 生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。(特別活動の充実)
- ・ 幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。(地域の教育力の活用)
- ・ 困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。(学校行事等の工夫)
- ・ 市内小学校と連携して取り組む。(小中連携の推進)

(5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・ 生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。(生徒会活動・いじめ防止活動の充実)
- ・ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであり、いじめの傍観者もいじめに加担している存在であることに気付く。
- ・ ささいな嫌がらせや意地悪であっても、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

IV 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち情報収集に努める。
- ・ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・ 特定の生徒で構成するグループ内で行われるいじめについては、周りの生徒も教職員も見逃しやすい傾向があるので注意深く観察する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・ 定期的なアンケート調査の実施（基本的に毎月と長期休業明けの合計14回）
- ・ 定期的な教育相談の実施（年間計画により実施）
- ・ 日常生活の観察による、いじめの実態把握
- ・ 保護者用のいじめチェックシートの活用
- ・ 生徒及びその保護者、教職員が相談できる体制の整備
- ・ スクールカウンセラーや子どもと親の相談員による生徒への関与
- ・ 保健室や相談室の利用
- ・ 電話相談窓口の周知
- ・ 学校ネットパトロールの実施
- ・ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについての家庭の意識啓発

V いじめの認知と解消

1 いじめの認知

いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能するための大前提である。どんな些細な問題であってもいじめである以上、学校が組織として把握(いじめを認知)し、指導し、見守り、解決につなげる。

2 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヵ月を目安)継続していること。

○ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。

VI いじめに対する措置

1 基本的な考え

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、取手二中いじめ防止対策委員会を中心に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を重視する。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 取手二中いじめ防止対策委員会

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的に行うために、その組織的対応の中核として、取手二中いじめ防止対策委員会を設置し、対応に当たる。また、必要に応じて、スクールカウンセラー・学校連携支援員・取手市教育総合支援センター（市教育委員会）・取手警察署等の外部専門家及び保護者や生徒の代表、地域住民などとの連携を図りながら、いじめ問題の解決に向けて対応に当たる。

(1) 取手二中いじめ防止対策委員会の具体的活動

- ・ 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ 本基本方針の見直しを行う役割
- ・ 学校で進めるいじめ防止のための取組が、計画に沿って進められているかを確認する役割
- ・ いじめ問題への対処事例を検証する役割
- ・ いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証し、必要に応じて計画の見直しを行う役割

(2) 組織構成

【平常時】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任または学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談担当・(スクールカウンセラー・学校連携支援員)

【いじめ発生時】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任または学年生徒指導担当・関係学年担当・部活動担当等・養護教諭・教育相談担当・(スクールカウンセラー・学校連携支援員)・必要に応じて外部専門家

【重大事態発生時】 <校内調査組織>

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任または学年生徒指導担当・関係学年担当・部活動担当等・養護教諭・教育相談担当・(スクールカウンセラー・学校連携支援員)・必要に応じて外部専門家・取手市教育総合支援センター(市教育委員会)市教育委員会・外部専門家(学校経験者・警察・法律関係者等)の第三者から選任する)

【重大事態発生時】 <市教育委員会が調査の主体となる組織>

市教育委員会による組織構成

(3) 平常時の取手中いじめ防止対策委員会の役割

定例会を週予定に位置づけ、いじめの疑いに関する情報を広く収集し、共有した情報を基に、学年やチームによる組織的な対応を実践化する。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

3 いじめの発見・通報を受けたときの対応(基本的な流れ)

(1) いじめ・いやがらせ発生

- 本人・保護者からの相談
- アンケート調査
- 地域住民からの報告
- 生徒からの報告
- 教職員からの報告

(2) 取手第二中学校いじめ防止対策委員会による正確な実態把握と学校長への報告

- 複数教員による実態把握
- 当事者双方・周囲の生徒・保護者等から個々に聴き取りを行い、記録する。
- 関係教職員と連携し情報を正確に収集する。
- 一つの事象にとらわれず、全体像や背景をとらえる。
- 事実関係を把握できた段階で学校長に報告し、指示を受ける。

(3) 指導体制・方針の決定

○いじめ発生時の緊急会議

- ・ねらい
関係生徒の生徒指導上の問題を明確化し、その解決に向けた方針・方策を共同立案し、具体的実践をとおして問題の解決を図る。
- ・会議に際して
指導のねらいを明確にする。
全ての教職員の共通理解を図る。
対応する教職員の役割分担を考える。
町教育委員会・スクールカウンセラー・学校連携支援員・関係機関等との連携を図る。

(4) 生徒への指導・支援

○対象生徒に対して

- ・事実確認をしながら、本人のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を明確に伝える。
- ・解決するまで必ず寄り添い続けることを伝える。
- ・励ましの言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○対象生徒の保護者に対して

- ・いじめの実態を把握し、今後の方針を決め、家庭連絡等を行い、保護者に事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭における被害生徒の変化に注意してもらうよう依頼し、些細なことでも学校に知らせてもらうよう伝える。

○関係生徒に対して

- ・いじめの行為や言い分などについて十分に話を聞き事実関係を把握する。生徒のおかれた家庭環境や背景にも目を向けて指導を行う。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮をしながらも、いじめを許さない毅然とした指導を行う。
- ・いじめの行為は、人として決して許されない行為であることや被害生徒の苦しみや心情に目を向けさせる。

○関係生徒の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、被害生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、誠実に事実に向き合うことがよりよい解決につながることを理解してもらう。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、行為の重大さを認識させ、学校と家庭で協力して指導していく必要性を伝える。
- ・生徒の成長に向けて、今後の関わり方などを一緒に考え具体的な助言を行う。

○いじめを伝えた生徒に対して

- ・いじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、全職員での情報共有による見守り登下校時の付き添い、積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取り組みを徹底して行う。その際、保護者とも綿密な連携を図る。

○周囲の生徒に対して

- ・いじめを受けた生徒の問題にとどめず、いじめを受けた生徒のプライバシーに十分配慮した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取り組みを進める。

○インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。生徒に対して、インターネットを通じて行われるいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、名誉毀損やプライバシー侵害等被害の拡大を避けるため、直ちに関係生徒の保護者に情報が拡散した範囲への削除依頼等をするように進言する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、対象生徒の保護者の了承を得た後、直ちに取手警察署及び茨城県警サイバー犯罪相談窓口に通報し、適切な支援を要請する。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局の人権侵害担当と連携を図る。

(5) 関係機関への報告

- ・取手市教育総合支援センター（市教育委員会）への報告（今後の対応を協議）
事態によっては、下記へも通告を行う。

※児童相談所への通告

※警察への通告（警察と学校の連絡制度を活用）

生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

《警察に相談又は通報すべきいじめ事例》

- ・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。（暴行）
- ・無理やりズボンを脱がす。（暴行）
- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。（傷害）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・尻を触る。（強制わいせつ）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げたり、オンラインゲームのアイテムを購入させたりする。（恐喝）
- ・金品を盗む。（窃盗）
- ・自転車を壊す。（器物破損）
- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。（強要）
- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。（脅迫）
- ・特定の人を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書きこむ。（名誉毀損、侮辱）
- ・同級生に「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。（自殺関与）
- ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。（児童ポルノ提供等）
- ・同級生の裸の写真・動画を他人に送信して提供する。（児童ポルノ提供等）

- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。（私事性的画像記録提供）
- ・卒業アルバム等の画像を無断で加工する。（肖像権侵害、名誉棄損等）
- ・その他刑法に触れるいじめ。

(6) 事後の指導

- 生徒・保護者の心のケア
 - ・生徒への声掛け
 - ・家庭での状況の把握
 - ・定期的な教育相談
 - ・スクールカウンセラー、学校連携支援員の活用
 - ・心の教育の充実を図り、誰もが安心できる学級経営の推進

(7) 全職員への説明・再発防止についての話し合い

- 教職員への報告と共通理解
- 学年会等での生徒の情報の共有化
- いじめ解消サポーターの活用

(8) 事後の評価による改善に向けた取組

- 生徒・保護者の様子
- 指導体制の在り方
- 対応策の効果と課題

VII 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。（相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。）
- ③ 生徒及び保護者から「いじめによって重大事態に至った」という内容の申し立てがあったとき。

(2)いじめを受けた生徒の保護・ケア

① いじめを受けた生徒の保護

いじめを受けた生徒の自殺などの最悪のケースを回避するために、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築するほか、いじめを受けた生徒の情報共有を朝夕2回以上実施する。また、いじめを受けた生徒が帰宅した後も、保護者に連絡し、様子を確認するなど積極的に状況を把握する。

② スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーとの情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、いじめを受けた生徒の保護者が大きなストレスを感じることを想定されるので、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

③ スクールソーシャルワーカーによるケア

スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉的観点からいじめを受けた生徒の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するために、保護者と緊密に連携し、いじめを受けた生徒とその家庭を支援する。

④ 適応指導教室への通室等の実施

いじめが原因で不登校になっているいじめを受けた生徒を適応指導教室に通室させるほか、いじめを受けた生徒の状況に応じて校内フリースクールの利用や保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。

(ア) いじめを行った生徒への働きかけ

① 別室での学習の実施

いじめを受けた生徒が安心して学習できる環境を確保するために、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

② 警察への相談・通報

いじめを受けた生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、いじめを受けた生徒を守るとともに周囲の生徒に被害が拡大しないようにするために、速やかに警察への相談・通報を行う。

③ 懲戒や出席停止

いじめを行った生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、いじめを受けた生徒や周囲の生徒の学習が妨げられる場合には、校長による訓告等の懲戒を実施する。また、さらに指導を継続しても改善が見られなかった場合は、教育委員会の権限で当該生徒の保護者に対して出席停止を命じる等、必要な措置を講じる。

④ いじめを行った生徒とその保護者に対するケア

いじめを行った背景を考え、必要に応じていじめを行った生徒のケアを行う。また、保護者が子育ての悩みを抱えている場合もあることから、カウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。

(イ) 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態発生

- 重大事態の定義に当てはまるような情報の入手
 - ・本人からの相談
 - ・保護者からの相談
 - ・アンケート調査
 - ・地域住民からの報告
 - ・生徒からの報告
 - ・教職員からの報告



(2) 取手第二中学校いじめ防止対策委員会による正確な実態把握と学校長への報告

(市教育委員会から取手市長に報告)



(3) 市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

【学校を調査主体とした場合】

○ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任・各学年主任または学年生徒指導担当・養護教諭・当該学年主任・関係学級担任・部活動顧問等・(スクールカウンセラー・学校連携支援員)・取手市教育総合支援センター(市教育委員会)・外部専門家(学校経験者・警察・法律関係者等の第三者から選任する)



○ 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にする。
- ・因果関係の特定は急がない。
- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・学校側に不都合なことであっても、事実にしっかりと向き合う。
- ・取手第二中学校いじめ防止対策委員会(平常時)の蓄積資料にあたる。



○ いじめを受けた生徒及び保護者に対する適切な情報提供

- ・関係者の個人情報に十分注意する。
 - ※個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・アンケート結果はいじめの被害者である生徒や保護者に提供することを予め調査対象や保護者に説明しておく。



○ 調査結果を取手市教育総合支援センター(市教育委員会)に報告

(取手市教育総合支援センター(市教育委員会)から取手市長に報告)

- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添える。



○ 調査結果を踏まえた必要な措置

【取手市教育総合支援センター(市教育委員会)が調査主体となる場合】

- 取手市教育総合支援センター(市教育委員会)の指示のもと、資料の提供など調査に協力する。

(ウ) 事実関係を明確にするための調査の実施

① いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

1. いじめを受けた生徒から十分に聴きとるとともに、当該学校に在籍する生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先に考える。
2. いじめを行った生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに適切な指導を行い、いじめ行為をやめさせる。
3. いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

1. いじめを受けた生徒が入院や死亡した場合は、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。
2. 調査方法としては、学校に在籍する生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査を行う。

③ いじめを受けた生徒が死亡した時の対応

1. その後の自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する。
 2. 自殺の背景調査を実施する際は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
 3. 自殺の背景調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省）を参考とする。
- ・ 遺族の要望、意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 遺族に対して、主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの時間、方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意形成をしておく。
 - ・ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
 - ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階で情報がないからといってトラブルや不適切な対応がないと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺の連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ情報発信全体に特段の注意を払う。

(エ) 調査実施におけるその他の留意事項

関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流されたりする場合もあるので、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(オ) 調査結果の提供及び報告

① 情報を適切に提供する責任

調査により明らかになった事実関係等の情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮した上で、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果を速やかに取手市教育総合支援センター（市教育委員会）へ報告する。

③ 所見について

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた生徒及びその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて提出する。

④ 調査結果の公表について

調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒やその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、取手市教育総合支援センター（市教育委員会）指導のもと適切に判断することとする。

⑤ 再発防止策について

調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等、主体的に再発防止のために取り組む。

(カ) 関係機関との連携

① 取手市教育総合支援センター（市教育委員会）への報告と連携

重大事態の発生等について取手市教育総合支援センター（市教育委員会）に速やかに報告し、取手市教育総合支援センター（市教育委員会）と一体となって対応する。

② 児童相談所や医療機関との連携

深刻ないじめの原因の一つとして、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所に速やかに通報する。また、生徒に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。

(キ) 保護者・地域との連携

① いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから取手市教育総合支援センター（市教育委員会）との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

② P T Aの活用

P T Aの役員等が、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、P T A役員等に情報提供するなど、積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

③ 民生委員児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく生徒を見守る必要がある。このため、民生委員児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での生徒の見守り、巡回戸等を依頼する。

VIII その他の重要事項

(1) 取り組みに対する検証・見直し

- ①いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組についてはPDCAサイクルで見直し、実効性のあるものとなるようにする。
 - ②保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。
※いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
さらに、次年度の取り組みに生かす。
- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取り組みについて
 - ・いじめの早期発見・対応に関する取り組みについて

(2) 学校以外はいじめの相談窓口

- ・取手市総合支援センター（取手市教育委員会）
方法：電話や来所、家庭訪問等による相談活動（面接9:00～16:30）
住所：取手市戸頭八丁目10番1号
TEL：0297-63-4755 電話9:00～19:30(火・木は16:30まで)
0297-63-4756（適応指導教室「ひまわりルーム」）
- ・いじめ対策推進室（取手教育総合支援センター内） いじめ相談専用ダイヤル
TEL：0297-63-2537 電話9:00～19:30(火・木は16:30まで)
来所相談9:00～16:30 Eメール：soudan2537@city.toride.ed.jp
- ・青少年センター（取手市）
方法：電話や来所による相談活動
住所：取手市西二丁目35番3号（取手市役所分庁舎の2階）
TEL：0297-72-8080（電話9:00～16:30）
0297-73-6868
- ・茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南教育事務所内）
方法：電話、Eメール、ホームページへの書き込み、面接
TEL：029-823-6770
Eメール：kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp
[Http://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html](http://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html)
電話・面接 月～金 9:00～17:00
Eメール、ホームページへの書き込みは24時間
- ・子どもホットライン（茨城県教育委員会）
方法：電話、FAX、Eメール
TEL：029-221-8181 FAX：029-302-2166
Eメール：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kodomo/>
電話、FAX、Eメールともに24時間（12/29～1/3を除く）
- ・子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）
方法：電話、面接（要予約）
TEL：0296-71-3870
電話、面接ともに8:30～18:00（土曜日8:30～17:00）
- ・24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）
TEL:0120-07-8310

以上

いじめ早期発見のためのチェックリスト

～先生方へ～

このシートは、各先生方が、いじめの兆候に早く気づけるように学級集団をチェックするリストです。気にかかる項目にあてはまる児童生徒が学級にいた場合には、名前を書き入れ、その児童生徒の様子を慎重に観察してください。

場 面	観察の観点	あてはまる子がいる	
		チェック	名 前
始業前	- 遅刻、欠席、早退が多くなる。		
	- 登校してから、身体の不調を訴えることが増える。		
授業中	- 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。		
	- グループ学習の時に、机を離されたり、避けられたりする。		
	- 発言に対し、冷やかしゃからかいが多い。		
	- 保健室によく行くようになる。		
休み時間 ● 昼休み	- 1人で過ごすことが多い。		
	- 職員室に用もなく、意図的に用事をつくって、よく来るようになる。		
	- 他の学級担任の先生や養護の先生への関わりを求めにくる。		
	- 遊びの中で、いつも同じ役をしている(させられている)。		
給食時間	- 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。		
	- 特定の子が配膳するといやがられる。		
	- 嫌がる仕事をよく任されている。		
清掃時間	- 1人みんなと離れて掃除をやらされていることがある。		
	- みんなが嫌がる分担を行っている。		
放課後 ● 部活動	- 急いで1人で帰宅する。		
	- 部活動を休みがちになる。		
	- 部活動の話題を避けるようになる。		
その他	- グループ分けなどでなかなか、所属が決まらない。		
	- 持ち物や掲示物に落書きされる。		

*授業等の様子をよく観察し、教職員間で情報を共有するなど、チェックにもれがないように十分配慮して活用する

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」より抜粋

令和8年度 取手市立取手第二中学校 いじめ防止等に係る「開発的予防的生徒指導」年間活動計画

学校行事		いじめ不登校対策	生徒主体の活動	
			生徒会本部の活動	委員会活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> 1学期始業式 入学式 生徒会入会式 P T A 総会 部活動保護者会 3年全国学テ 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 校内生徒指導全体会 配慮を要する生徒情報交換 年間計画確認 いじめ対策委員会(週1回) 生徒指導部会(週1回) 教育相談部会(週1回) 運営委員会(週1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会説明会 部活動説明会 リーダー研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活向上プロジェクト(生活委員会)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 3年修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会2 生徒指導部会(週1回) 教育相談部会(週1回) 運営委員会(週1回) 生活アンケート(月1回)(月1回) スマホ安全教室 STANDBY「いじめ予防教室」(1年生対象) QUテストの実施(1回目) 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> 環境整備(花壇、教室鉢花等)環境委員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> 壮行会 市郡総体 第1回定期テスト 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会3 生徒指導部会(週1回) 教育相談部会(週1回) 運営委員会(週1回) 生活アンケート(月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 壮行会 あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> 身だしなみ向上週間(生活委員会)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 県南総体 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会4 生徒指導部会(週1回) 教育相談部会(週1回) 運営委員会(週1回) 生活アンケート(月1回) いじめ調査まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生月間(健康委員会)
8月	<ul style="list-style-type: none"> 2年生職場体験 県総体 	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修 いじめ校内研修 情報共有 生徒指導部会(週1回) 教育相談部会(週1回) 運営委員会(週1回) 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> 壮行会 市郡新人大会 第2回定期テスト 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会5 生徒指導部会(週1回) 教育相談部会(週1回) 運営委員会(週1回) 生活アンケート(月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 2学期始業式 県南新人大会 体育祭 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会6 生活アンケート(月1回) 生徒指導部会(週1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 松籟祭準備 体育祭(体育祭実行委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> 読書促進月間(図書委員会)

		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談部会（週1回） ・運営委員会（週1回） ・QUテスト実施（2回目） 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・松籟祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会7 ・生活アンケート(月1回) ・生徒指導部会（週1回） ・教育相談部会（週1回） ・運営委員会（週1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・生徒会役員選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回定期テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査まとめ ・いじめ対策委員会8 ・生活アンケート(月1回) ・生徒指導部会（週1回） ・教育相談部会（週1回） ・運営委員会（週1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・生徒会役員認証式 ・生徒会交流行事 ・小中合同挨拶運動 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2年県学診 ・3年教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会9 ・生活アンケート(月1回) ・生徒指導部会（週1回） ・教育相談部会（週1回） ・運営委員会（週1回） 		<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年スキー学習 ・第4回定期テスト ・新入生保護者説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導全体会 今年度反省、来年度計画 ・いじめ対策委員会10 ・生活アンケート(月1回) ・生徒指導部会（週1回） ・教育相談部会（週1回） ・運営委員会（週1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「3年生を送る会」 実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査まとめ ・生活アンケート(月1回) ・生徒指導部会（週1回） ・教育相談部会（週1回） ・運営委員会（週1回） ・いじめ対策委員会11 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度反省、来年度 課題 	

令和8年3月26日 いじめ対策委員会にて検討・改定